**○厚生労働省令第九十六号**

医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、医療法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

**第一条**　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十三条・第三十三条の二）」を「（第三十二条の五―第三十三条の二の十二）」に改める。

第三十条の三十七第一項中「以下この条において「社団医療法人」という。」を削り、「社団医療法人に」を「社団である医療法人に」に、「社団医療法人が」を「社団である医療法人が」に改める。

第三十条の三十八第二項中「社団医療法人」を「社団である医療法人」に改め、同項第三号を削る。

第五章第四節中第三十三条の前に次の二条を加える。

（会計帳簿の作成）

**第三十二条の五**　法第五十条の二第一項の規定により作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係）

**第三十二条の六**　法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第一号に掲げる者が当該医療法人と第二号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。

一　次のいずれかに該当する者

イ　当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人

ハ　当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人

ニ　他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人

ホ　ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

二　次のいずれかに該当する取引

イ　事業収益又は事業費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額の十パーセント以上を占める取引

ロ　事業外収益又は事業外費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の十パーセント以上を占める取引

ハ　特別利益又は特別損失の額が一千万円以上である取引

ニ　資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占め、かつ一千万円を超える残高になる取引

ホ　資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引

ヘ　事業の譲受又は譲渡の場合にあつては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引

第三十三条第一項第二号中「第三項」を「次条第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第五十一条第二項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表

第三十三条第二項中「事業報告書等」の下に「（以下単に「事業報告書等」という。）」を加え、同条第三項を削る。

第三十三条の二を次のように改める。

（法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者）

**第三十三条の二**　法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　最終会計年度（事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人

二　最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が十億円以上である社会医療法人

三　社会医療法人債発行法人である社会医療法人

第五章第四節中第三十三条の二の次に次の十一条を加える。

（監事及び公認会計士等の監査）

**第三十三条の二の二**　法第五十一条第四項及び第五項の規定による監査については、この条から第三十三条の二の六までに定めるところによる。

2　前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、貸借対照表及び損益計算書に表示された情報と貸借対照表及び損益計算書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（監事の監査報告書の内容）

**第三十三条の二の三**　法第五十一条第四項の監事（以下単に「監事」という。）は、事業報告書等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監事の監査報告書（法第五十一条の四第一項第二号に規定する監事の監査報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を作成しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　事業報告書等が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見

三　監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四　監事の監査報告書を作成した日

（監事の監査報告書の通知期限等）

**第三十三条の二の四**　監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、法第五十一条の二第一項の理事（この条及び第三十三条の二の六において単に「理事」という。）に対し、監事の監査報告書の内容を通知しなければならない。

一　事業報告書等を受領した日から四週間を経過した日

二　当該理事及び当該監事が合意により定めた日があるときは、その日